

# 合併協議会だより

## 第11号

平成15年  
10月14日発行

発行責任者 東彼杵郡三町合併協議会会長 竹村 一義  
編集 東彼杵郡三町合併協議会事務局(〒859-3616 東彼杵郡川棚町白石郷7-134)  
TEL 0956(20)6511 FAX 0956(20)6510 E-mailアドレス:info@touhi-gappei.com  
ホームページアドレス:http://www.touhi-gappei.com



### TOP TOPICS



鬼木棚田まつり(波佐見町)

9月23日(火)、「日本の棚田百選」に認定された鬼木地区で棚田まつりが開催されました。かかしコンテストや枝豆収穫、田舎汁の無料サービスなど様々なイベントが催されたこの日、訪れた約3千人がのどかな秋の一日を楽しんでいました。

## 新市の名称

# “東そのぎ市”に決定!



### 協議の経過

9月11日、波佐見町総合文化会館で行われた第11回合併協議会において、継続となっていた「新市の名称に関すること」(その3)についての3回目の協議が行われました。

過去、長時間にわたって議論が交わされたこの協議項目も、冒頭、川棚町の委員からこの件に関して持ち帰り慎重に協議した結果が報告されました。

その内容は、各種小委員会の答申について川棚町としての基本的な考え方を述べ、この方針が協議会委員の共通認識として確認されれば、当初提案のとおり決定することに異議はないというものでした。

これに対する意見を会長が求めると、他町の委員もすべて同意したことから、当初提案のとおり小委員会決定の5候補の中から名称を決定することで確認されました。

その後、決定の方法に論点が絞られました。しかし、「投票により一発で決めましょう。」との声に他の委員も賛同。票が行われ、その結果、最多の16票を得た「東そのぎ市」が三町合併後の新たな市の名称として決定されました。

9月11日(木)、午前10時から波佐見町総合文化会館において、第11回東彼杵郡三町合併協議会を開催しました。

今回提出した協議項目は、「新市の名称に関すること(その3)」などの継続協議事項6件、「地域審議会の設置に関すること」などの新規協議事項4件でしたが、このうち確認されたのは継続協議事項の6件と、新規で提出された「社会福祉協議会の取り扱いに関すること」を含む7件で、残りの3件は継続協議となりました。

第十一回

協議会の結果

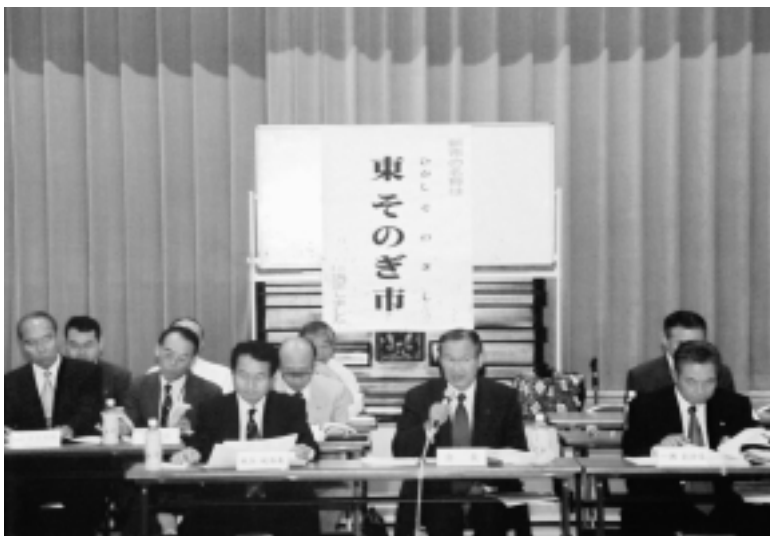
1 協議事項 (前回提案され、今回協議確認されたこと)

協議第38号

新市の名称に関すること

(その3)

「新市の名称に関すること(その3)」について、新市の名称候補選定小委員会より別紙のとおり報告がありましたので提案します。」



(注) Qは質問、Aは回答  
は意見

2 東彼杵市・とうひし

(選定の理由)

- ・ 子供も覚えやすい。
- ・ 「東彼杵郡」を短くした呼び名で古くから広く使われており、歴史的、地理的なイメージがある。

3 東彼杵市・ひがしそのぎし

(選定の理由)

- ・ 3町の地域の歴史・文化にちなんだ名前である。
- ・ 3町が地理的にイメージでき、外に向けて周知しやすい。
- ・ 長い間慣れ親しんだ名前である。

4 東そのぎ市・ひがしそのぎし

(選定の理由)

- ・ 「ひがしそのぎ」という呼び名は、歴史的・地理的に

1 そのぎ市・そのぎし

(選定の理由)

- ・ 「そのぎ」という呼び名は、大村湾を挟んだ地域の呼び名であり歴史的になじみが深い。「彼杵」は難読であり平仮名にすることにより、新鮮で柔らかいイメージがある。

なじみが深い「彼杵」が難読であり平仮名にすることにより新鮮で、柔らかいイメージがある。

・子供も覚えやすい。

5 三里市：みさとし

(選定の理由)

・歴史的、地理的イメージを全く廃し、気分一新し、新しく生まれ変わり出発できる。

・3町の自然と故郷を大切にしながら、新しいまちとしてスタートするのに相応しい。

主な意見

「会長」 新市の名称に関することについては、これまで議論が大きく二つに分かれていた。一つは、小委員会から提案されたら作品の中から選出すべきという意見。もう一つは、小委員

会から提案された「彼杵」関係の4つの名称を一枠として他の名称候補を加えるという意見であったが、もう一度持ち帰り、小委員会から提案されている案も含めて協議するとしていた川棚町から先に説明願いたい。

「川棚町」 今回までの協議を踏まえ、協議会の基本的なあり方として、小委員会の答申は尊重されるべきであるが、決定的な性格を帯びるものではなく、新たな要望、提案があっても、協議のテーブルに載せて議論を深めることが合併協議を進める上で重要と考えるので、この基本姿勢を改めて確認させていた

だきたい。新市の名称については、本日の協議会で決定される内容で、しかるべき手順を踏まえて決めていきたい。

「会長」 新市の名称は、小委員会から先に提案されたものの中から選ぶということか。

「川棚町」 そのように捉えていただいで結構だ。

「会長」 そのこと、小委員会の取り扱いにおける確認のお願いと理解してよろしいか。

「川棚町」 今迄の協議会の中で、その辺の解釈にずれがあったと理解しているの、そのように考えている。

「会長」 このことについて、他町の意見を伺いたい。

「波佐見町」 川棚町の提案に対して全く異議はない。

「東彼杵町」 東彼杵町としても、川棚町の発言を是とした

い。「会長」 それでは、当初小委員会から出されたものを協議会で検討し、協議次第では加えたり削ったり、また、小委員会に差し戻したりしながら、再度出てきたものを協議会で確認していくということではよろしいか。

「異議なし」の声あり

「会長」 今後そのように協議を進めていきたい。

新市の名称については、小委員会提出の5つの名称から決めるということを確認いただいたが、これから一つの名前に決めなくてはならない。第1案として協議により決定する、第2案として投票により決定をするという2つの案があると思うが、他の案も含めご意見をいただきたい。



「委員」 5つの候補の中から、協議により2つぐらいに絞り、最終的に投票か、あるいは賛同を得てやるかという方法はいかがか。

「委員」 2つに絞るということになれば、またもめることも考えられる。一発勝負の投票がいい。諦めもつく。

「異議なし」の声あり

協議の結果、当初提案とおり、新市の名称選定小委員会が決定した5候補の中から選定することが確認され、その後協議会委員32名（欠席1名）による投票が行われました。

投票結果は次のとおりとなり、16票と一番得票が多かった「東そのぎ市」が新市の名称に決定しました。



【投票結果】

順位	新市の名称	得票数
1	東そのぎ市	16
2	三里市	10
3	東彼市	3
4	東彼杵市	2
5	そのぎ市	1
	合計	32

協議第40号

一部事務組合等の取り扱いに関する事(その2)  
次のように確認されました。

【佐世保地域広域市町村圏組合】

佐世保地域広域市町村圏組合については、合併の前日をもって脱退し、新市において新たに加入する。

【長崎県市町村職員共済組合】

長崎県市町村職員共済組合については、合併の前日をもって脱退し、新市において新たに加入する。

【長崎県市町村総合事務組合】

長崎県市町村総合事務組合については、合併の前日をもって脱退し、新市において新たに加入する。

【長崎県町村議会議員公務災害】

補償等組合】

長崎県町村議会議員公務災害補償等組合については、合併の前日をもって脱退し、新市において新たに加入する。

【長崎県5市6町競艇組合】

長崎県5市6町競艇組合については、合併の前日をもって脱退し、新市において新たに加入する。

協議第41号

商工観光関係事業の取り扱いに関する事  
次のように確認されました。

【商工関係】

①企業誘致促進奨励制度については、制度は新市に引き継ぎ、適用条件、奨励措置等については合併までに調整する。

ただし、平成16年度までは、旧町の例による。

② 中小企業振興資金融資制度に

ついては、制度は新市に引き継ぎ、融資の対象、融資条件等については合併までに調整する。

③ 商工会については、合併後速やかに統合できるよう支援するものとする。

ただし、補助金については、新市において調整する。

④ その他団体等に対する補助金については、新市において調整する。

⑤ 消費生活相談員制度については、新市において新たに設置する。

### 【観光関係】

① 観光振興事業については、新市において調整する。

② 観光関係施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

ただし、観光施設の管理運営については、新市において調

整する。

③ 観光団体については、合併後速やかに統合できるよう支援するものとする。

④ 観光関係団体に対する補助金については、新市において調整する。

### 協議第42号

**建設関係事業の取り扱いに関すること**

次のように確認されました。

① 町道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

② 道路占用料については、道路法施行令のとおりとし、新市においては乙地を採用する。

③ 河川については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

④ 河川の占用料及び使用料並びに採取料については、合併までに調整する。

⑤ 海岸については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

り新市に引き継ぐ。

⑥ 急傾斜地については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

⑦ 都市下水路占用料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

⑧ 指名選定の基準及び格付けの方法については、合併までに調整する。

⑨ 漁港及び漁港関係施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

・漁港関係の利用料及び占用料並びに使用料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

⑩ 港湾については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

### 協議第43号

**学校教育関係の取り扱いに関すること**

次のように確認されました。

### 【幼稚園】

① 幼稚園については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

② 幼稚園の保育料、教育時間については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

### 【小学校】

① 小学校については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

② 小学校の通学区域については、現行のとおり新市に引き継ぎ、必要に応じて新市において調整する。

③ 小学校の委託児童については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

④ 小学校の委託児童の通学区域については、現行のとおり新市に引き継ぎ、必要に応じて新市において調整する。

### 【中学校】

① 中学校については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

② 中学校の通学区域については、  
現行のとおり新市に引き継ぎ、  
必要に応じて新市において調  
整する。

③ 中学校の委託生徒については、  
現行のとおり新市に引き継ぐ。  
④ 中学校の委託生徒の通学区域  
については、現行のとおり新  
市に引き継ぎ、必要に応じて  
新市において調整する。

【教員住宅】

① 教員住宅については、現行の  
とおり新市に引き継ぐ。  
② 教員住宅の使用料については、  
現行のとおり新市に引き継ぐ。

【障害児就学指導委員会関係】

① 障害児就学指導委員会の組織  
については、新市において設  
置する。  
② 障害児就学指導委員会の委員  
数については、新市において  
調整する。  
③ 障害児就学指導委員会の委員  
の任期については、新市にお  
いて調整する。

【奨学金】

① 奨学金制度については、現行  
のとおり新市に引き継ぎ、貸  
付条件等については合併まで  
に調整する。

【遠距離通学費】

① 遠距離通学費の補助対象につ  
いては現行のとおり新市に引  
き継ぎ、新市において調整する。  
② 遠距離通学費の補助金額等に  
ついては、現行のとおり新市  
に引き継ぎ、新市において調

【学校給食センター】

① 学校給食センターについては、  
現行のとおり新市に引き継ぐ。  
② 配食区域・食数については、  
現行のとおり新市に引き継ぐ。

ただし、給食費については、  
新市において調整する。

③ 運営委員会については、新市  
において設置する。

Q 小学生、中学生の給食費  
について、東彼杵町と他の2  
町では小学校で7円、中学校  
で3円の差がある。これは給  
食の回数に関係があるのか。

A 給食費は従来、その町の  
学校給食センター運営委員会  
の中でその単価について協議  
をして決めており、給食の回  
数には直接関係が無い。

Q 波佐見町に教員住宅とい  
う施設があるが、これはどの  
ようなものか。

A これは町が1戸設置をし  
て、町外から転勤してこれら  
れた先生にお貸ししているもの  
で、昭和55年建設のかなり古  
いものである。

Q 小学校、中学校の通学区  
域については、現行のとおり  
新市に引き継ぎ、必要に応じ  
て新市において調整するとあ  
るが、この表現では、今後合  
併をした後に校区が変わるの  
ではないかと懸念される方も  
おられると思うが。

A 将来に向かって全くそれ  
が考えられないかと言えば、  
そうではないという感はある。  
しかし、これについては新市  
に引き継いだ上で、その中で  
検討されていく部分が大い  
だろうと考える。

協議第44号

社会教育関係の取り扱いに関す  
ること

次のように確認されました。

【社会教育関係】

① 社会教育関係施設については、  
現行のとおり新市に引き継ぎ、

名称、利用時間、休館日、使用料（減免）等は、合併までに調整する。

② 自治公民館活動については、

現行のとおり新市に引き継ぐ。

③ 主催事業については、現行のと

おり新市に引き継ぎ、必要に

応じて新市において調整する。

④ 文化祭等については、新市に

おいて調整する。

⑤ 公民館等自主講座（生涯学

習）については、現行のと

おり新市に引き継ぎ、必要に

応じて新市において調整する。

⑥ 社会教育関係団体については、

合併後速やかに統合できるよ

う支援するものとし、補助金

については新市において調整

する。

⑦ 社会教育関係委員等について

は、新市において設置する。

⑧ 図書室については、現行のと

おり新市に引き継ぎ、名称、

利用時間、休館日等は合併ま

でに調整する。

### 【社会体育関係】

① 運動公園・グラウンド等につ

いては、現行のとおり新市に

引き継ぎ、名称、使用料等は

合併までに調整する。

② 体育館については、現行のと

おり新市に引き継ぎ、名称、使

用料等は合併までに調整する。

③ 管理人については、現行のと

おり新市に引き継ぎ、必要に

応じて新市において調整する。

④ 体育指導委員については、新

市において設置する。

⑤ 体育協会については、合併後

速やかに統合できるよう支援

するものとし、補助金につ

ては、新市において調整する。

⑥ スポーツ少年団については、

新市において設置する。

### 【事業・イベント】

① 主催事業については、現行のと

おり新市に引き継ぎ、必要に

応じて新市において調整する。

② 共催事業については、現行のと

おり新市に引き継ぎ、必要に

応じて新市において調整する。

### 【補助金】

① 補助金については、現行のと

おり新市に引き継ぎ、必要に

応じて新市において調整する。

### 【文化財保護】

① 文化財保護については、現行

のとおり新市に引き継ぐ。

② 文化財保存整備活用事業につ

いては、現行のとおり新市に

引き継ぐ。

ただし、補助金については、

新市において調整する。

③ 文化財保護審議会については、

新市において設置する。

④ 郷土資料館については、現行

のとおり新市に引き継ぎ、名

称、開館時間、休館日、閲覧

料、使用料、運営委員会等は

合併までに調整する。

Q 現在3町には図書室しか

なく図書館がない。将来その

建設計画はあるか。

A 新市建設計画案について

後日小委員会で検討してもら

うことになっているが、現在

の予定では、図書館建設は主

な事業例に掲げている。

## 2 協議事項

（今回新規に提案され、当日協議確認されたこと）

### 協議第47号

#### するじや

「社会福祉協議会については、

社会福祉協議会の取り扱いに関

東彼杵郡三町社会福祉協議会合



併協議会の推移を見守り、合併  
 できるよう支援する。」ことを  
 提案し、原案どおり確認されま  
 した。

### 3 協議事項（今回新規に提案され、継続としたこと）

#### 協議第45号

#### 地域審議会の設置に関すること

新市において、地域審議会を  
 設置することとする。

なお、地域審議会の組織及び  
 運営などについては、別紙「地  
 域審議会の設置に関する事項」  
 のとおりとする。

「別紙」

#### 地域審議会の設置に関する 事項

（設置）

第1条 合併後、東彼杵町、川  
 棚町、波佐見町（以下、旧町）  
 という。（一）に、市町村の合併  
 の特例に関する法律（昭和40

2 審議会は、必要と認める事  
 項について審議し、市長に意  
 見を述べることができる。

（組織）

第4条 審議会は、委員10名以  
 内をもって組織する。

（委員）

第5条 委員は、当該区域に住  
 所を有する者、又は当該区域  
 内に存する事業所等に勤務す  
 る者の中から、市長が任命す  
 る。

（任期及び失職）

第6条 委員の任期は2年とす  
 る。ただし、再任は妨げない。  
 2 欠員により就任した委員の  
 任期は、前任者の残任任期と  
 する。

3 委員は、当該区域に住所を  
 有しなくなったとき、又は当  
 該区域内の事務所に勤務しな  
 くなったときは、その職を失  
 う。

（会長、副会長）

第7条 審議会に会長及び副会  
 長を置き、委員の互選により  
 これを定める。

2 会長は、会務を総理する。  
 3 会長に事故あるとき、又は  
 会長が欠けたときは、副会長  
 がその職務を代理する。

（会議）

第8条 審議会の会議（以下、会  
 議）という。）は、会長が招  
 集する。

2 会議は、年1回以上開催す  
 るものとする。また、委員の  
 4分の1以上の者から審議を  
 求める事項を示して請求が  
 あったときは、開催するもの  
 とする。

3 会議は、委員の半数以上が  
 出席しなければ、これを開く  
 ことができない。

4 議事は、出席委員の過半数  
 で決し、可否同数のときは、  
 議長の決するところによる。

5 会議の議長は、会長をもつ



て充てる。

6 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、本所において処理する。

(雑則)

第10条 審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

Q 審議会委員の人数が10名とされているが、この根拠は何か。

A それぞれの町にはこの審議会に代わるものがある。あるいはあるだろうということから10名程度が適当だろうということになり、詳しい根拠というものはない。

### 協議第46号

#### 使用料及び手数料の取り扱いに関する事

使用料及び手数料は、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則により各項目ごとにそれぞれ調整する。

### 協議第48号

#### 水道事業の取り扱いに関する事

##### 【給水区域等の状況】

① 上水道、簡易水道、飲料水供給施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

##### 【水道使用料(料金)】

① 水道使用料(料金)については、現行のとおり新市に引き継ぎ、上水道、簡易水道、飲料水供給施設は、合併後5年

を目途に統一する。

② 徴収方法については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

③ 納期限については、東彼杵町、川棚町の例による。

④ 口座振替については、合併までに調整する。

⑤ 検針方法については、合併までに調整する。

##### 【その他】

① 手数料については、別表のとおり統一する。

② 加入金については、波佐見町の例による。

③ 給水装置工事費については、川棚町、波佐見町の例による。

④ 水道料金報奨金については、合併までに調整する。

⑤ 過料については、川棚町、波佐見町の例による。

⑥ 簡易水道等施設補助については、廃止の方向で合併までに調整する。

## ご意見、ご質問をお寄せください

合併に関するご意見、ご質問がありましたら、合併協議会事務局までご連絡ください。

[ 合併協議会事務局 ]

〒859 3616 東彼杵郡川棚町白石郷7 134

TEL 095( 20 )6511 FAX 095( 20 )6510

E-mail アドレス :

info@touhi-gappei.com



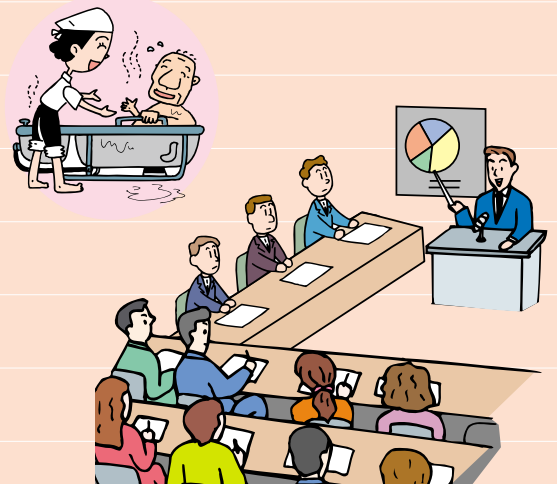
# 合併 Q&A

## Q 合併協議会で作る「新市建設計画」とは何ですか？

**A** 新市建設計画とは、合併後のまちづくりの基本的な計画のことで、合併協議会が作ります。約10年間の計画で、まちづくりの基本方針、その大もととなる事業や公共施設の統合整備、そして、これらを実現するための財政計画が盛り込まれます。

この新市建設計画によって、住民の皆さんや議会が、最終的に合併するかどうかを判断することになるので、とても大切な役割があります。また、国や県は、この計画に盛り込まれている事業に対して、いろいろな応援を行うしくみになっています。

そのため、合併後の市町村にとって、本当に必要な事業を選び、将来にわたって健全な財政運営を続けることができるよう、合併協議会で、しっかりと話し合って作成していくことがとても重要です。



## 11月下旬以降に

# 住民説明会を開催します！

11月下旬以降に各地区で新市建設計画（素案）の住民説明会を開催します。日時、場所等の詳細については、来月の合併協だよりでお知らせします。



協議会は傍聴  
できますよ！

東彼杵郡三町合併協議会の会議は、公開を原則としており、自由に傍聴ができます。また、傍聴者用の議案も無料で配布します（ただし部数は、先着50部）。3町の将来や未来を考える重要な会議です。住民の皆様もぜひ傍聴に来ていただくようお願いいたします。

なお、傍聴者の定員は、50人としていますが、会場の都合により定員を増減する場合があります。



## /お / 知 / ら / せ /

合併協議会は毎月1回、原則として第2木曜日に開催をしています。（ただし、月によっては開催日時を変更する場合があります）

**10月の開催日** 第12回合併協議会

10月9日(木) 東彼杵町総合会館

**11月の開催予定日** 第13回合併協議会

11月13日(木) 波佐見町総合文化会館